

2013/05/08 10:11 現在の情報です。

大阪市北区梅田二丁目5番25号
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
会社法人等番号 1200-01-077107

商号	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	
本店	大阪市中央区城見一丁目4番70号	平成10年 4月 1日変更
	大阪市北区梅田二丁目5番25号	平成14年 6月26日移転 平成14年 7月23日登記
公告をする方法	電子公告とする。 https://www.ccc.co.jp/ir/index.asp ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成18年 6月28日変更 平成18年 7月21日登記
	日刊工業新聞に掲載して行う。	平成24年 3月13日変更 平成24年 3月29日登記
会社成立の年月日	昭和55年1月31日	
目的	<p>当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) フランチャイズチェーンシステムによる書籍、雑誌、文房具、事務用品、玩具、コンピュータ及び同附属装置、コンパクトディスク、ビデオテープ、デジタルビデオディスク、ゲームソフト、その他の音響、映像媒体商品及びその再生機器の販売並びに賃貸についてのコンサルタント事業</p> <p>(2) 前号に伴う加盟店への経営指導、情報処理、情報提供に関する業務及び発注代行業務並びに加盟店の募集</p> <p>(3) 書籍、雑誌、文房具、事務用品、玩具、コンピュータ及び同附属装置、コンパクトディスク、ビデオテープ、デジタルビデオディスク、ゲームソフト、その他の音響・映像媒体商品の卸販売、販売、賃貸及びリース</p> <p>(4) コンパクトディスク、ビデオテープ、デジタルビデオディスク、その他の音響・映像媒体商品の包装加工、在庫管理、出荷管理及び配送業務</p> <p>(5) コンピュータ機器、ビデオ機器、オーディオ機器、デジタルビデオディスク機器、その他家庭用電子機器及び同附属装置の卸販売、販売、賃貸、リース並びに保守サービス</p> <p>(6) コンピュータ機器、ビデオ機器、オーディオ機器、デジタルビデオディスク機器、その他家庭用電子機器及び同附属装置の包装加工、在庫管理、出荷管理並びに配送業務</p> <p>(7) コンパクトディスク、ビデオテープ、デジタルビデオディスク、その他の音響・映像媒体商品の原盤の企画、制作、管理、運営及び印税の管理</p> <p>(8) 音響・映像媒体、コンピュータ等のソフトウェアの企画、録音、制作、製造、販売、使用許諾及びそれらにかかわる技術指導並びにマネジメント</p> <p>(9) 貨物自動車運送事業</p> <p>(10) 貨物運送取扱事業</p> <p>(11) 食料品、酒類、煙草、衣料品、家庭用日用雑貨品の開発、販売及び商品輸出入に関する代理業務</p> <p>(12) 写真業及び宅配業等の委託取次業</p> <p>(13) 飲食店、喫茶店、遊戯場、スポーツ施設、宿泊施設、コンピュータ技術教室、カラオケルーム、駐車場、洗車場及びプレイガイドの経営</p> <p>(14) 映画及びビデオ上映用施設の経営</p> <p>(15) 店舗用備品・消耗品・印刷物・衣料品の企画及び販売</p> <p>(16) 衣服、その他衣料用繊維製品、装飾雑貨、装身具、貴金属及び皮革製品の販売</p> <p>(17) 宝くじ受託販売</p> <p>(18) ポスターの販売</p> <p>(19) 菓子類の販売</p> <p>(20) 自動販売機の企画開発、賃貸、管理及び販売</p> <p>(21) 不動産の売買、譲渡、斡旋、賃貸、仲介及び管理</p> <p>(22) 店舗デザインの企画設計、建築工事の設計、施工、請負、監理及び製図業務</p> <p>(23) 防犯設備の販売、リース及び取付工事の請負</p> <p>(24) 店舗設備及び什器類の販売、賃貸並びにリース</p> <p>(25) 企業の経営管理及び販売活動に関する人材育成のための教育並びに教材の企画、制作及び販売</p>	

- (26) 映画、演劇、演芸、放送番組、テレビ番組、ラジオ番組の興行、配給、上映、放送及び仲介斡旋業
 - (27) 映画、ビデオ、テレビ番組、ラジオ番組、その他映像、音楽等による情報媒体の総合的研究、企画、主催、制作、販売、賃貸、輸出入及び入場券、チケット等の委託販売
 - (28) 各種催事の企画、制作、運営、興行及び請負
 - (29) 放送法に基づく放送事業及び委託放送事業
 - (30) 放送番組、ビデオソフトの放映権の取得、買付け、輸出入及び販売並びに自主制作
 - (31) アーティストのプロモーション及び販売促進
 - (32) 作詞、作曲、編曲、写譜の受託
 - (33) 情報処理サービス及び情報提供サービスに関する業務とそれらに関するコンサルティング
 - (34) 市場調査情報の処理、管理及び販売に関する業務並びにダイレクトメール広告の受託、発送代行業務
 - (35) 商標権、肖像権、意匠権、著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウ、その他の無体財産権の取得、利用の開発、使用許諾、保全、管理、賃貸及び譲渡並びに仲介業務
 - (36) インターネット、その他通信ネットワークを利用した広告業及び通信販売業
 - (37) インターネット、その他通信ネットワークを利用した各種情報の配信に関する業務
 - (38) 古物売買業及び古物の輸出入に関する代理業務
 - (39) 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務
 - (40) 物品の荷役、梱包、入出荷、保管及び管理業務
 - (41) 金銭貸付及び金銭貸借の媒介並びにクレジットカード取次業
 - (42) 有価証券の保有及び売買
 - (43) 財務処理業務及び各種計算事務の代行
 - (44) 労働者派遣事業
 - (45) 一般旅行業
 - (46) 広告業
 - (47) 通信販売業務
 - (48) データ通信サービス業
 - (49) ポイントサービス（カード等）の運営業務
 - (50) 出版業及び出版物の販売業並びに輸出入業
 - (51) キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の肖像、署名、愛称等を使用したもの）の企画、販売及び使用せしめる権利の管理
 - (52) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資事業
 - (53) 前各号に関連する業務
2. 当社は、前項各号及びそれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

平成18年 3月 1日変更 平成18年 3月 1日登記

当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) フランチャイズチェーンシステムによる書籍、雑誌、文房具、事務用品、玩具、コンピュータ及び同附属装置、映像ソフト、音楽ソフト、ゲームソフト、その他のソフトウェア及びその再生機器の販売並びに賃貸についてのコンサルタント事業
- (2) 前号に伴う加盟店への経営指導、情報処理、情報提供に関する業務及び発注代行業務並びに加盟店の募集
- (3) 書籍、雑誌、文房具、事務用品、玩具、コンピュータ及び同附属装置、映像ソフト、音楽ソフト、ゲームソフト、その他のソフトウェアの卸販売、販売、賃貸及びリース
- (4) 映像ソフト、音楽ソフト、ゲームソフト、その他のソフトウェアの包装加工、在庫管理、出荷管理及び配送業務
- (5) 家庭用電子機器及び同附属装置の卸販売、販売、賃貸、リース並びに保守サービス
- (6) 家庭用電子機器及び同附属装置の包装加工、在庫管理、出荷管理並びに配送業務
- (7) 映像ソフト、音楽ソフト、ゲームソフト、その他のソフトウェアの原盤の企画、制作、管理、運営及び印税の管理
- (8) 映像ソフト、音楽ソフト、ゲームソフト、コンピュータソフト、その他のソフトウェアの企画、録音、制作、製造、販売、使用許諾及びそれらにかかわる技術指導並びにマネジメント
- (9) 貨物自動車運送事業
- (10) 貨物運送取扱事業
- (11) 食料品、酒類、煙草、衣料品、家庭用日用雑貨品の開発、販売事業及びこれらの輸出入に関する代理業務
- (12) 写真業及び宅配業等の委託取次業
- (13) 飲食店、喫茶店、遊戯場、スポーツ施設、宿泊施設、コンピュータ技術教室、カラオケルーム、駐車場、洗車場及びプレイガイドの経営
- (14) 映画及びビデオ上映用施設の経営
- (15) 店舗用備品・消耗品・印刷物・衣料品の企画及び販売
- (16) 衣服、その他衣料用繊維製品、装飾雑貨、装身具、貴金属及び皮革製品の販売

- (17) 宝くじ受託販売
 - (18) ポスターの販売
 - (19) 菓子類の販売
 - (20) 自動販売機の企画開発、賃貸、管理及び販売
 - (21) 不動産の売買、譲渡、斡旋、賃貸、仲介及び管理
 - (22) 店舗デザインの企画設計、建築工事の設計、施工、請負、監理及び製図業務
 - (23) 防犯設備の販売、リース及び取付工事の請負
 - (24) 店舗設備及び什器類の販売、賃貸並びにリース
 - (25) 企業の経営管理及び販売活動に関する人材育成のための教育並びに教材の企画、制作及び販売
 - (26) 映画、演劇、演芸、放送番組、テレビ番組、ラジオ番組の興行、配給、上映、放送及び仲介斡旋業
 - (27) 映画、ビデオ、テレビ番組、ラジオ番組、その他映像、音楽等による情報媒体の総合的研究、企画、主催、制作、販売、賃貸、輸出入及び入場券、チケット等の委託販売
 - (28) 各種催事の企画、制作、運営、興行及び請負
 - (29) 放送法に基づく放送事業及び委託放送事業
 - (30) 放送番組、ビデオソフトの放映権の取得、買付け、輸出入及び販売並びに自主制作
 - (31) アーティストのプロモーション及び販売促進
 - (32) 作詞、作曲、編曲、写譜の受託
 - (33) 情報処理サービス及び情報提供サービスに関する業務とそれらに関するコンサルティング
 - (34) 市場調査情報の処理、管理及び販売に関する業務並びにダイレクトメール広告の受託、発送代行業務
 - (35) 商標権、肖像権、意匠権、著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウ、その他の無体財産権の取得、利用の開発、使用許諾、保全、管理、賃貸及び譲渡並びに仲介業務
 - (36) 音楽著作物の利用の開発、販売、管理及び運営
 - (37) インターネット、その他通信ネットワークを利用した広告業及び通信販売業
 - (38) インターネット、その他通信ネットワークを利用した各種情報の配信に関する業務
 - (39) 古物売買業及び古物の輸出入に関する代理業務
 - (40) 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務
 - (41) 物品の荷役、梱包、入出荷、保管及び管理業務
 - (42) 金銭貸付及び金銭貸借の媒介並びにクレジットカード取次業
 - (43) 資金決済に関する法律に基づく資金移動業並びに自家型及び第三者型前払式支払手段の発行業務
 - (44) 有価証券の保有及び売買
 - (45) 財務処理業務及び各種計算事務の代行
 - (46) 労働者派遣事業
 - (47) 有料職業紹介事業
 - (48) 旅行業法に基づく旅行業
 - (49) 広告業
 - (50) 通信販売業務
 - (51) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
 - (52) ポイントサービス（カード等）の運営業務
 - (53) 出版業及び出版物の販売業並びに輸出入業
 - (54) キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の肖像、署名、愛称等を使用したもの）の企画、販売及び使用せしめる権利の管理
 - (55) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資事業
 - (56) 前各号に関連する業務
2. 当社は、前項各号及びそれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

平成22年 6月22日変更 平成22年 7月 6日登記

単元株式数	100株	平成13年 5月 1日変更 平成13年 5月 7日登記
	普通株式 100株	平成23年 6月21日変更 平成23年 7月 6日登記
	普通株式 100株 B種類株式 100株	平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 2日登記
発行可能株式総数	7億5736万2240株	平成18年 6月28日変更 平成18年 7月21日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1億9337万3460株	平成21年11月30日変更

		平成21年12月 9日登記
発行済株式の総数 1億9338万6060株		平成21年12月31日変更 平成22年 1月 8日登記
発行済株式の総数 1億9341万4560株		平成21年12月31日変更 平成22年 1月 8日登記
発行済株式の総数 1億9345万4160株		平成22年 1月31日変更 平成22年 2月12日登記
発行済株式の総数 1億9419万6820株		平成22年 2月 1日変更 平成22年 2月12日登記
発行済株式の総数 1億9422万2620株		平成22年 5月31日変更 平成22年 6月11日登記
発行済株式の総数 1億9424万620株		平成22年 7月31日変更 平成22年 8月12日登記
発行済株式の総数 1億9424万3620株		平成22年 7月31日変更 平成22年 8月12日登記
発行済株式の総数 1億9439万4220株		平成23年 2月28日変更 平成23年 3月10日登記
発行済株式の総数 1億9452万5620株		平成23年 2月28日変更 平成23年 3月10日登記
発行済株式の総数 1億9473万1420株		平成23年 3月31日変更 平成23年 4月11日登記
発行済株式の総数 1億9540万5220株		平成23年 3月31日変更 平成23年 4月11日登記
発行済株式の総数 1億9540万8720株		平成23年 4月30日変更 平成23年 5月12日登記
発行済株式の総数 1億9541万1720株		平成23年 6月30日変更 平成23年 7月 6日登記
発行済株式の総数 1億9541万1733株 各種の株式の数 普通株式 1億9541万1720株 A種種類株式 13株		平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 2日登記
発行済株式の総数 1億9541万1734株 各種の株式の数 普通株式 1億9541万1720株 A種種類株式 14株		平成23年 8月25日更正
発行済株式の総数 575万5044株 各種の株式の数 普通株式 575万5030株 A種種類株式 14株		平成23年 8月11日変更 平成23年 8月25日登記
株券を発行する旨 の定め	当社は、株式に係る株券を発行するものとする。 平成23年 7月27日設定	平成23年 8月 2日登記
資本金の額	金125億8122万7400円	平成21年11月30日変更

		平成21年12月 9日登記
	金125億8416万3200円	平成21年12月31日変更 平成22年 1月 8日登記
	金125億9262万7700円	平成21年12月31日変更 平成22年 1月 8日登記
	金125億9650万8500円	平成22年 1月31日変更 平成22年 2月12日登記
	金126億251万9900円	平成22年 5月31日変更 平成22年 6月11日登記
	金126億253万7900円	平成22年 7月31日変更 平成22年 8月12日登記
	金126億450万8900円	平成22年 7月31日変更 平成22年 8月12日登記
	金126億3959万8700円	平成23年 2月28日変更 平成23年 3月10日登記
	金126億7862万4500円	平成23年 2月28日変更 平成23年 3月10日登記
	金127億2657万5900円	平成23年 3月31日変更 平成23年 4月11日登記
	金129億2669万4500円	平成23年 3月31日変更 平成23年 4月11日登記
	金129億2773万4000円	平成23年 4月30日変更 平成23年 5月12日登記
	金129億2862万5000円	平成23年 6月30日変更 平成23年 7月 6日登記
	金1億円	平成24年 3月 1日変更 平成24年 3月 9日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	普通株式 7億5736万2140株 A種類株式 100株 1. 残余財産の分配 当社は、残余財産を分配するときは、A種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。 平成23年 6月21日変更 平成23年 7月 6日登記	
	普通株式 3億7868万1070株 A種類株式 100株 B種類株式 3億7868万1070株 1. 全部取得条項に関する定め 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種類株式を1288万4500分の1株の割合をもって交付する。	

	<p>1. 残余財産の分配</p> <p>(1) 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p> <p>(2) 当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株式を有する株主（以下「B種株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種種類株式1株につき2円（以下「B種残余財産分配額」という。）を支払う。B種株主またはB種登録株式質権者に対してB種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、B種株主またはB種登録株式質権者は、B種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p> <p>1. 取得条項に関する定め</p> <p>(1) 当会社は、取締役会で別に定める日が到来した時に、A種種類株式の全部または一部を取得するものとする。この場合において、当会社がA種種類株式の一部を取得するときは、取得する株式の決定は、取締役会の決議により定める。</p> <p>(2) 前項の規定による取得の対価として、当会社は、A種種類株式の株主に対し、その有するA種種類株式1株につき、B種種類株式1288万4500株を交付する。</p> <p>1. 優先順位 当会社の発行するA種種類株式およびB種種類株式の残余財産の支払順位は同順位とする。</p> <p style="text-align: right;">平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 2日登記</p>																																							
株式の譲渡制限に関する規定	<p>譲渡による当会社の株式の取得については、当会社の承認を得なければならない。ただし、株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却または代物弁済による実行を含む。）に伴う譲渡による株式の取得の場合は、承認があったものとみなす。</p> <p style="text-align: right;">平成23年 7月27日設定 平成23年 8月 2日登記</p>																																							
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	<p>東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店 平成16年 6月25日変更 平成16年 7月14日登記</p>																																							
役員に関する事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">取締役</td> <td style="width: 30%;">増田宗昭</td> <td style="width: 40%;">平成21年 6月19日重任 平成21年 6月30日登記</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>増田宗昭</td> <td>平成22年 6月22日重任 平成22年 7月 6日登記</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>増田宗昭</td> <td>平成23年 6月21日重任 平成23年 7月 6日登記</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>増田宗昭</td> <td>平成24年 5月11日重任 平成24年 5月22日登記</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>清水秀雄</td> <td>平成21年 6月19日重任 平成21年 6月30日登記</td> </tr> <tr> <td><u>（社外取締役）</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>清水秀雄</td> <td>平成22年 6月22日重任 平成22年 7月 6日登記</td> </tr> <tr> <td><u>（社外取締役）</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>清水秀雄</td> <td>平成23年 6月21日重任 平成23年 7月 6日登記</td> </tr> <tr> <td><u>（社外取締役）</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>清水秀雄</td> <td>平成24年 5月11日重任 平成24年 5月22日登記</td> </tr> <tr> <td><u>（社外取締役）</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>谷田昌広</td> <td>平成21年 6月19日重任</td> </tr> </table>	取締役	増田宗昭	平成21年 6月19日重任 平成21年 6月30日登記	取締役	増田宗昭	平成22年 6月22日重任 平成22年 7月 6日登記	取締役	増田宗昭	平成23年 6月21日重任 平成23年 7月 6日登記	取締役	増田宗昭	平成24年 5月11日重任 平成24年 5月22日登記	取締役	清水秀雄	平成21年 6月19日重任 平成21年 6月30日登記	<u>（社外取締役）</u>			取締役	清水秀雄	平成22年 6月22日重任 平成22年 7月 6日登記	<u>（社外取締役）</u>			取締役	清水秀雄	平成23年 6月21日重任 平成23年 7月 6日登記	<u>（社外取締役）</u>			取締役	清水秀雄	平成24年 5月11日重任 平成24年 5月22日登記	<u>（社外取締役）</u>			取締役	谷田昌広	平成21年 6月19日重任
取締役	増田宗昭	平成21年 6月19日重任 平成21年 6月30日登記																																						
取締役	増田宗昭	平成22年 6月22日重任 平成22年 7月 6日登記																																						
取締役	増田宗昭	平成23年 6月21日重任 平成23年 7月 6日登記																																						
取締役	増田宗昭	平成24年 5月11日重任 平成24年 5月22日登記																																						
取締役	清水秀雄	平成21年 6月19日重任 平成21年 6月30日登記																																						
<u>（社外取締役）</u>																																								
取締役	清水秀雄	平成22年 6月22日重任 平成22年 7月 6日登記																																						
<u>（社外取締役）</u>																																								
取締役	清水秀雄	平成23年 6月21日重任 平成23年 7月 6日登記																																						
<u>（社外取締役）</u>																																								
取締役	清水秀雄	平成24年 5月11日重任 平成24年 5月22日登記																																						
<u>（社外取締役）</u>																																								
取締役	谷田昌広	平成21年 6月19日重任																																						

		平成21年 6月30日登記
		平成22年 6月22日退任
		平成22年 7月 6日登記
取締役	奥谷 禮子	平成21年 6月19日重任
(社外取締役)		平成21年 6月30日登記
		平成22年 6月22日退任
		平成22年 7月 6日登記
取締役	柴田 励司	平成21年 6月19日重任
		平成21年 6月30日登記
		平成22年 6月22日退任
		平成22年 7月 6日登記
取締役	粕谷 進一	平成21年 6月19日就任
		平成21年 6月30日登記
取締役	粕谷 進一	平成22年 6月22日重任
		平成22年 7月 6日登記
取締役	粕谷 進一	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
取締役	粕谷 進一	平成24年 5月11日重任
		平成24年 5月22日登記
		平成25年 3月31日辞任
		平成25年 4月30日登記
取締役	伊藤 穰一	平成21年 6月19日就任
(社外取締役)		平成21年 6月30日登記
取締役	伊藤 穰一	平成22年 6月22日重任
(社外取締役)		平成22年 7月 6日登記
取締役	伊藤 穰一	平成23年 6月21日重任
(社外取締役)		平成23年 7月 6日登記
取締役	伊藤 穰一	平成24年 5月11日重任
(社外取締役)		平成24年 5月22日登記
取締役	北村 和彦	平成22年 6月22日就任
		平成22年 7月 6日登記
取締役	北村 和彦	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
取締役	北村 和彦	平成24年 5月11日重任
		平成24年 5月22日登記
取締役	中村 利江	平成22年 6月22日就任
		平成22年 7月 6日登記
取締役	中村 利江	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記

取締役	中村利江	平成24年 5月11日重任
		平成24年 5月22日登記
		平成24年 8月31日辞任
		平成24年 9月 6日登記
取締役	釜田雅彦	平成22年 6月22日就任
		平成22年 7月 6日登記
取締役	釜田雅彦	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月31日辞任
		平成24年 4月16日登記
取締役	中西一雄	平成23年 6月21日就任
		平成23年 7月 6日登記
取締役	中西一雄	平成24年 5月11日重任
		平成24年 5月22日登記
取締役	高木徹	平成23年 8月26日就任
		平成23年 9月 1日登記
取締役	高木徹	平成24年 5月11日重任
		平成24年 5月22日登記
取締役	澤田貴司	平成24年 4月 1日就任
(社外取締役)		平成24年 4月16日登記
取締役	澤田貴司	平成24年 5月11日重任
(社外取締役)		平成24年 5月22日登記
取締役	村口伸一	平成25年 4月 1日就任
		平成25年 4月30日登記
取締役	櫻井徹	平成25年 4月 1日就任
		平成25年 4月30日登記
取締役	日高敏充	平成25年 4月 1日就任
		平成25年 4月30日登記
取締役	杉浦敬太	平成25年 4月 1日就任
		平成25年 4月30日登記
取締役	武田宣	平成25年 4月 1日就任
(社外取締役)		平成25年 4月30日登記
大阪府枚方市桜町9番1号 代表取締役	増田宗昭	平成21年 6月19日重任
		平成21年 6月30日登記
大阪府枚方市桜町9番1号 代表取締役	増田宗昭	平成22年 6月22日重任
		平成22年 7月 6日登記
大阪府枚方市桜町9番1号 代表取締役	増田宗昭	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記

大阪府枚方市桜町9番1号 代表取締役 増田宗昭	平成24年 5月11日重任
	平成24年 5月22日登記
神奈川県横浜市青葉区あざみ野南二丁目9番地 7 代表取締役 柴田 励 司	平成21年 6月19日就任
	平成21年 6月30日登記
	平成22年 6月22日退任
	平成22年 7月 6日登記
千葉県習志野市東習志野五丁目23番2号 代表取締役 中西 一 雄	平成25年 4月 1日就任
	平成25年 4月30日登記
監査役 磯川 正 明 (社外監査役)	平成19年 6月20日重任
	平成19年 7月 3日登記
監査役 磯川 正 明 (社外監査役)	平成23年 6月21日重任
	平成23年 7月 6日登記
監査役 尾上 正 二 (社外監査役)	平成21年 6月19日就任
	平成21年 6月30日登記
	平成23年 6月21日重任
	平成23年 7月 6日登記
監査役 尾上 正 二 (社外監査役)	平成23年 8月26日辞任
	平成23年 9月 1日登記
監査役 松木 伸 男	平成21年 6月19日就任
	平成21年 6月30日登記
	平成23年 6月21日退任
	平成23年 7月 6日登記
監査役 増田 英 次 (社外監査役)	平成21年 6月19日就任
	平成21年 6月30日登記
	平成23年 8月26日辞任
	平成23年 9月 1日登記
監査役 武 田 宣 (社外監査役)	平成23年 6月21日就任
	平成23年 7月 6日登記
	平成25年 3月31日辞任
	平成25年 4月30日登記
監査役 増田 宗 禄 (社外監査役)	平成23年 6月21日就任
	平成23年 7月 6日登記
監査役 竹ノ内 孝 子	平成23年 8月26日就任
	平成23年 9月 1日登記
会計監査人 三 優 監 査 法 人	平成21年 6月19日重任
	平成21年 6月30日登記
会計監査人 三 優 監 査 法 人	平成22年 6月22日重任
	平成22年 7月 6日登記
会計監査人 三 優 監 査 法 人	平成23年 6月21日重任

	<p>会計監査人 三 優 監 査 法 人</p>	<p>平成23年 7月 6日登記</p> <p>平成24年 5月11日重任</p> <p>平成24年 5月22日登記</p>
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>平成18年 6月28日設定 平成18年 7月21日登記</p>	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額とする。</p> <p>平成18年 6月28日変更 平成18年 7月21日登記</p>	
支 店	<p>1 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー21階</p> <p>東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号</p> <p>東京都渋谷区南平台町16番17号</p>	<p>平成22年 7月 6日移転</p> <p>平成22年 7月 6日登記</p> <p>平成24年 7月27日移転</p> <p>平成24年 8月24日登記</p>
新株予約権	<p>第3回新株予約権 新株予約権の数</p> <p><u>5000個</u></p> <p><u>4390個</u> 平成17年11月 1日変更 平成17年11月28日登記</p> <p><u>3312個</u> 平成18年 7月31日変更 平成18年 8月11日登記</p> <p><u>3096個</u> 平成18年 8月31日変更 平成18年 9月13日登記</p> <p><u>2885個</u> 平成18年 9月30日変更 平成18年10月10日登記</p> <p><u>2835個</u> 平成18年12月31日変更 平成19年 1月11日登記</p> <p><u>2749個</u> 平成19年 1月31日変更 平成19年 2月 7日登記</p> <p><u>2684個</u> 平成19年 2月28日変更 平成19年 3月 6日登記</p> <p><u>2656個</u> 平成19年 3月31日変更 平成19年 4月 6日登記</p> <p><u>2576個</u> 平成19年 4月30日変更 平成19年 5月 9日登記</p> <p><u>2556個</u> 平成19年 5月31日変更 平成19年 6月 6日登記</p> <p><u>2470個</u> 平成19年11月30日変更 平成20年 1月11日登記</p> <p><u>2228個</u> 平成19年12月31日変更 平成20年 1月11日登記</p> <p><u>2122個</u> 平成20年 9月30日変更 平成20年10月 8日登記</p> <p><u>1986個</u> 平成20年12月31日変更 平成21年 1月 7日登記</p> <p><u>1900個</u> 平成21年 2月28日変更 平成21年 3月 6日登記</p> <p><u>1872個</u> 平成21年 4月30日変更 平成21年 5月14日登記</p> <p><u>1788個</u> 平成21年 6月30日変更 平成21年 7月 8日登記</p> <p><u>1758個</u> 平成21年 8月31日変更 平成21年 9月14日登記</p> <p><u>1716個</u></p>	

1630個	平成21年12月31日変更	平成22年1月8日登記
1128個	平成22年5月31日変更	平成22年6月11日登記
442個	平成23年2月28日変更	平成23年3月10日登記
212個	平成23年3月31日変更	平成23年4月11日登記
	平成23年7月27日変更	平成23年8月9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 50万株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

普通株式 43万9000株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成17年11月1日変更 平成17年11月28日登記

普通株式 131万7000株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成18年4月1日変更 平成18年5月19日登記

普通株式 99万3600株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成18年7月31日変更 平成18年8月11日登記

普通株式 92万8800株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成18年8月31日変更 平成18年9月13日登記

普通株式 86万5500株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で

行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成18年 9月30日変更 平成18年10月10日登記

普通株式 85万500株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成18年12月31日変更 平成19年 1月11日登記

普通株式 82万4700株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成19年 1月31日変更 平成19年 2月 7日登記

普通株式 80万5200株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成19年 2月28日変更 平成19年 3月 6日登記

普通株式 79万6800株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成19年 3月31日変更 平成19年 4月 6日登記

普通株式 77万2800株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成19年 4月30日変更 平成19年 5月 9日登記

普通株式 76万6800株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株

式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成19年 5月31日変更 平成19年 6月 6日登記

普通株式 74万1000株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成19年11月30日変更 平成20年 1月11日登記

普通株式 66万8400株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成19年12月31日変更 平成20年 1月11日登記

普通株式 63万6600株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成20年 9月30日変更 平成20年10月 8日登記

普通株式 59万5800株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成20年12月31日変更 平成21年 1月 7日登記

普通株式 57万株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成21年 2月28日変更 平成21年 3月 6日登記

普通株式 56万1600株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成21年 4月30日変更 平成21年 5月14日登記

普通株式 53万6400株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成21年 6月30日変更 平成21年 7月 8日登記

普通株式 52万7400株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成21年 8月31日変更 平成21年 9月14日登記

普通株式 51万4800株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成21年12月31日変更 平成22年 1月 8日登記

普通株式 48万9000株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成22年 5月31日変更 平成22年 6月11日登記

普通株式 33万8400株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成23年 2月28日変更 平成23年 3月10日登記

普通株式 13万2600株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成23年 3月31日変更 平成23年 4月11日登記

普通株式 6万3600株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

①本新株予約権1個あたりの新株予約権の行使時の払込金額（以下「払込金額」という。）は、当該時点における目的株式数1株あたりの払込金額（以下「1株あたり払込金額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初13万9400円（以下「当初払込金額」という。）とする。

②当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により1株あたり払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後1株} = \frac{\text{調整前1株}}{1} \times 1$$

あたり払込金額 = あたり払込金額 × 分割または併合の比率

③当社が時価を下回る価額による新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使ならびに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{株式数} + \text{既発行} \times \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

④前記③に定める払込金額調整式に使用する新株式発行前の株価は、調整後払込金額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日を除く）とする。平均値は1円未満を四捨五入する。

⑤前記④の規定は、当社が時価を下回る価額による自己株式の処分を行う場合に準用する。この場合、前記④の算式における「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

⑥当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込価額は適切に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

⑦当社は、前記②③⑥の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月1日から平成26年6月30日まで

ただし、当社は、必要な範囲で一定の期間内、行使を制限することができる。

平成18年7月1日から平成26年6月23日まで

ただし、当社は、必要な範囲で一定の期間内、行使を制限することができる。

平成17年11月 1日変更 平成17年11月28日登記

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社

の関係会社の取締役、監査役、顧問または社員でなければならない。ただし、本新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または関係会社の社員が定年等により退職した場合、およびその他の正当な事由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める関係会社とする。

②その他細目については、第19回定時株主総会決議及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

①当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は本新株予約権を無償で消却することができる。

②本新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は本新株予約権を無償で消却することができる。

③前記①②の場合における手続は、当社が定めるところによる。

(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

①当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

②本新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

③前記①②の場合における手続は、当社が定めるところによる。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月 7日登記

平成16年 9月 24日登記

平成23年7月27日新株予約権全部放棄

平成23年 8月 9日登記

第4回新株予約権

新株予約権の数

200個

180個

170個

130個

70個

平成18年 3月31日変更

平成18年 4月 7日登記

平成18年 4月30日変更

平成18年 5月19日登記

平成21年 2月28日変更

平成21年 3月 6日登記

平成22年 7月31日変更

平成22年 8月12日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 2万株

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割または併合の比率

(2) 当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記(1)但書を準用する。

(3) 当社は、前記(1)(2)の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

普通株式 1万8000株

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割または併合の比率

(2) 当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記(1)但書を準用する。

(3) 当社は、前記(1)(2)の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成18年 3月31日変更

平成18年 4月 7日登記

普通株式 5万4000株

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割または併合の比率

(2) 当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場

合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記(1)但書を準用する。

- (3) 当社は、前記(1)(2)の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成18年 4月 1日変更 平成18年 5月19日登記

普通株式 5万1000株

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数=調整前目的株式数×分割または併合の比率

- (2) 当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記(1)但書を準用する。

- (3) 当社は、前記(1)(2)の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成18年 4月30日変更 平成18年 5月19日登記

普通株式 3万9000株

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数=調整前目的株式数×分割または併合の比率

- (2) 当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記(1)但書を準用する。

- (3) 当社は、前記(1)(2)の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成21年 2月28日変更 平成21年 3月 6日登記

普通株式 2万1000株

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数=調整前目的株式数×分割または併合の比率

- (2) 当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記(1)但書を準用する。

- (3) 当社は、前記(1)(2)の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成22年 7月31日変更 平成22年 8月12日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

本新株予約権1個あたりの新株予約権の行使時の払込金額(以下「払込金額」という。)は、1株あたりの払込金額1円に目的株式数を乗じた金額とし、当初100円(以下「当初払込金額」という。)とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成17年6月24日から平成37年6月30日まで

ただし、当社は、必要な範囲で一定の期間内、行使を制限することができる。

新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)

- (1) 本新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年間に限り本新株予約権を行使できるものとする。

- (2) 前記(1)にかかわらず、以下に定める場合においては、本新株予約権者はそれぞれに定める期間内に限り本新株予約権を行使できる。

① 本新株予約権者が平成32年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えてなかった場合には、平成32年7月1日から平成37年6月30日までとする。

② 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から30日間とする。

- (3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- (4) その他細目については、第20回定時株主総会決議および取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く)の(2)②に定める30日間経過後に行使されなかった本新株予約権を無償で消却することができるものとする。

(2) 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて償却することができるものとする。

(3) 前記(2)の場合における手続は、当社が定めるところにより、本新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く)の(2)②に定める30日間経過後に行使されなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(2) 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて取得することができるものとする。

(3) 前記(2)の場合における手続は、当社が定めるところにより、本新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月 7日登記

平成17年 7月13日登記

第5回新株予約権

新株予約権の数

4900個

4880個

平成17年 9月22日変更

平成17年10月13日登記

3890個

平成23年 7月27日変更

平成23年 8月 9日登記

440個

平成23年 7月27日変更

平成23年 8月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 49万株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数=調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

普通株式 48万8000株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数=調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成17年 9月22日変更

平成17年10月13日登記

普通株式 146万4000株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数=調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成18年 4月 1日変更

平成18年 5月19日登記

普通株式 116万7000株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数=調整前目的株式数×分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記

普通株式 13万2000株

①当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的株式数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割または併合の比率

②当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合その他これらの場合に準じる場合であって目的株式数の調整を必要とするときは、当社は、必要かつ合理的な範囲で目的株式数を適切に調整するものとする。この場合、前記①但書を準用する。

③当社は、前記①②の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

①本新株予約権1個あたりの新株予約権の行使時の払込金額（以下「払込金額」という。）は、当該時点における目的株式数1株あたりの払込金額（以下「1株あたり払込金額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初24万1500円（以下「当初払込金額」という。）とする。

②当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により1株あたり払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

調整後1株 = 調整前1株 × $\frac{1}{1}$

あたり払込金額 = あたり払込金額 × 分割または併合の比率

③当社が時価を下回る価額による新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使ならびに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

既発行 新規発行株式数 × 1株あたり払込金額

調整後 調整前 株式数 + 新株式発行前の1株あたり株価

払込金額 払込金額 既発行株式数 + 新規発行株式数

④前記③に定める払込金額調整式に使用する新株式発行前の株価は、調整後払込金額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日を除く）とする。平均値は1円未満を四捨五入する。

⑤前記④の規定は、当社が時価を下回る価額による自己株式の処分を行う場合に準用する。この場合、前記④の算式における「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。

⑥当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込価額は適切に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

⑦当社は、前記②③④⑤⑥の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日から平成27年6月22日まで

ただし、当社は、必要な範囲で一定の期間内、行使を制限することができる。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または社員でなければならない。ただし、本新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または関係会社の社員が定年等により退職した場合、およびその他の正当な事由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める関係会社とする。

②その他細目については、第20回定時株主総会決議及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

①当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は本新株予約権を無償で消却することができる。

②本新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は本新株予約権を無償で消却することができる。

③前記①②の場合における手続は、当社が定めるところによる。
(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

①当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

②本新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

③前記①②の場合における手続は、当社が定めるところによる。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月 7日登記

平成17年 7月13日登記

平成18年3月1日株式交換によりその義務を承継した新株予約権ろ号新株予約権

新株予約権の数

455個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は240株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

455個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は720株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成18年 4月 1日変更 平成18年 5月19日登記
295個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は720株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成18年 8月31日変更 平成18年 9月13日登記
230個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は720株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成19年 6月30日変更 平成19年 7月 5日登記
145個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は720株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成20年 8月31日変更 平成20年 9月 5日登記
60個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は720株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成21年 6月30日変更 平成21年 7月 8日登記
5個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は720株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成22年 1月31日変更 平成22年 2月12日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

(1) 当社普通株式 10万9200株

(2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

(1) 当社普通株式 32万7600株

(2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

平成18年 4月 1日変更 平成18年 5月19日登記

(1) 当社普通株式 21万2400株

(2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

平成18年 8月31日変更 平成18年 9月13日登記

(1) 当社普通株式 16万5600株

(2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

平成19年 6月30日変更 平成19年 7月 5日登記

(1) 当社普通株式 10万4400株

(2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株

式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

平成20年 8月31日変更 平成20年 9月 5日登記

(1) 当社普通株式 4万3200株

(2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

平成21年 6月30日変更 平成21年 7月 8日登記

(1) 当社普通株式 3600株

(2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

平成22年 1月31日変更 平成22年 2月12日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

(1) 1株当たりの払込金額は、本承継前の新株予約権の払込金額を本交換比率で除した額（1円未満は切り上げ）である587円とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$

(2) 時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額

+

調整後 調整前 株式数 新株式発行前の時価

=

×

払込金額 払込金額 既発行株式数 + 新規発行株式数

また、新株予約権発行日以後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成18年3月1日から平成22年6月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社（当社及び当社子会社又は当社子会社が総議決権の過半数を保有する会社を含む）の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りでない。

(2) 新株予約権行使日の前日の東京証券取引所第一部における当社株式の終値が、1株当たりの払込金額の1.2倍以上であることを要する。

(3) 新株予約権の質入その他の処分は認めない。

(4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、(5)に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。

(5) この他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使する前に「新株予約権の行使の条件」(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(3) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使する前に「新株予約権の行使の条件」(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

(3) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月 7日登記

平成18年 3月 1日登記

平成22年7月1日行使期間満了

平成22年 7月 6日登記

平成18年3月1日株式交換によりその義務を承継した新株予約権は号新株予約権

新株予約権の数

2640個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は120株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

2640個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は360株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成18年 4月 1日変更 平成18年 5月 19日登記

2290個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は360株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成18年 7月 31日変更 平成18年 8月 11日登記

1860個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は360株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成18年 8月 31日変更 平成18年 9月 13日登記

1840個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は360株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成18年 9月 30日変更 平成18年 10月 10日登記

1610個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は360株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成18年 10月 31日変更 平成18年 11月 9日登記

1570個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は360株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成19年 2月 28日変更 平成19年 3月 6日登記

1520個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は360株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成19年 3月 31日変更 平成19年 4月 6日登記

1470個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は360株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成19年 12月 31日変更 平成20年 1月 11日登記

1410個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は360株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成20年 12月 31日変更 平成21年 1月 7日登記

1390個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は360株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成21年 3月 31日変更 平成21年 4月 10日登記

1340個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は360株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成21年 7月 31日変更 平成21年 8月 11日登記

980個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は360株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成21年 11月 30日変更 平成21年 12月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

(1) 当社普通株式 31万6800株

(2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

(1) 当社普通株式 95万400株

(2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成18年 4月 1日変更 平成18年 5月19日登記

- (1) 当社普通株式 82万4400株
- (2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成18年 7月31日変更 平成18年 8月11日登記

- (1) 当社普通株式 66万9600株
- (2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成18年 8月31日変更 平成18年 9月13日登記

- (1) 当社普通株式 66万2400株
- (2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成18年 9月30日変更 平成18年10月10日登記

- (1) 当社普通株式 57万9600株
- (2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成18年10月31日変更 平成18年11月 9日登記

- (1) 当社普通株式 56万5200株
- (2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成19年 2月28日変更 平成19年 3月 6日登記

- (1) 当社普通株式 54万7200株
- (2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成19年 3月31日変更 平成19年 4月 6日登記

- (1) 当社普通株式 52万9200株
- (2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成19年12月31日変更 平成20年 1月11日登記

- (1) 当社普通株式 50万7600株
- (2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成20年12月31日変更 平成21年 1月 7日登記

- (1) 当社普通株式 50万400株
- (2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成21年 3月31日変更 平成21年 4月10日登記

- (1) 当社普通株式 48万2400株
- (2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約

権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

平成21年7月31日変更 平成21年8月11日登記

- (1) 当社普通株式 35万2800株
- (2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

平成21年11月30日変更 平成21年12月9日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

- (1) 1株当たりの払込金額は、本承継前の新株予約権の払込金額を本交換比率で除した額（1円未満は切り上げ）である1537円とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込金額=調整前払込金額× $\frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数+新規発行株式数}}$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{既発行株式の払込金額} + \text{新規発行株式数} \times \text{新規発行株式の払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が他社と合併する場合又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で調整を行うものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月1日から平成23年6月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

- (1) 当社および当社子会社（当社及び当社子会社又は当社子会社が総議決権の過半数を保有する会社を含む）の取締役、監査役並びに従業員で新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社（当社及び当社子会社又は当社子会社が総議決権の過半数を保有する会社を含む）の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社の子会社（当社及び当社子会社又は当社子会社が総議決権の過半数を保有する会社を含む）の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権行使日の前日の株式会社東京証券取引所第一部における当社株式の終値が、1株当たりの払込金額の1.2倍以上であることを要する。
- (3) 新株予約権の質入その他の処分は認めない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、(5)に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
- (5) この他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書の承認がなされたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使する前に「新株予約権の行使の条件」(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書の承認がなされたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使する前に「新株予約権の行使の条件」(1)

に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

(3) 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月 7日登記

平成18年 3月 1日登記

平成23年7月1日行使期間満了

平成23年 7月13日登記

第6回新株予約権

新株予約権の数

200個（本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の①に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

140個（本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の①に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成20年12月31日変更 平成21年 1月 7日登記

110個（本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の①に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成22年 7月31日変更 平成22年 8月12日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 2万株

(1) 当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社は、前記(1)の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）に対して通知する。

普通株式 1万4000株

(1) 当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社は、前記(1)の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）に対して通知する。

平成20年12月31日変更 平成21年 1月 7日登記

普通株式 1万1000株

(1) 当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社は、前記(1)の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）に対して通知する。

平成22年 7月31日変更 平成22年 8月12日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、株式1株あたりの払込金額1円に、本新株予約権1個につき割当てられる株式数を乗じた金額とし、当初100円とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成18年6月29日から平成38年6月30日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から5年間に限り本新株予約権を行使できるものとする。

(2) 前記(1)にかかわらず、本新株予約権者は以下に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り本新株予約権を行使できる。

① 本新株予約権者が平成33年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成33年7月1日から平成38年6月30日までとする。

② 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から30日間とする。

- (3) 本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (4) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、下記(5)に規定する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (5) その他細目については、第21回定時株主総会決議および取締役会の決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。なお、当社は「新株予約権割当契約」により、前記(1)(2)の条件に制限を加えることができるものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が承認された場合および当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が承認されたときは、当社は「新株予約権の行使の条件」の(2)②に定める30日間において行使されなかった本件新株予約権を無償で取得することができるものとする。

平成18年	6月29日発行
平成18年	9月13日登記

第7回新株予約権
 新株予約権の数

1万1485個(本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の①に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

8995個(本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の①に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記
 500個(本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の①に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記
 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 114万8500株
 ①当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

②当社は、前記①の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)に対して通知する。

普通株式 89万9500株

①当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

②当社は、前記①の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)に対して通知する。

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記
 普通株式 5万株

①当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

②当社は、前記①の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)に対して通知する。

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
 無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

①本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額(以下「行使価額」という)は、1株当たりの払込価額(以下「1株当たり払込価額」という)に、本新株予約権1個につき割当てられる株式数を乗じた金額とし、当初13万4800円とする。

②本新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株あたり払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後1株あたり払込価額＝調整前1株あたり払込価額× $\frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行} \times 1 \text{株あたり払込価額}}$

③当社が本新株予約権発行日以後に、時価を下回る価額による新株の発行または自己株式の処分（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券（すなわち、当社普通株式と引換えに当社により取得される証券）もしくは転換できる証券（すなわち、当社に対し、当該証券の取得と引換えに当社普通株式を交付することを請求できる証券）の転換（取得）、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により1株あたり払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後1株あたり払込価額} = \frac{\text{調整前1株あたり払込価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行} \times 1 \text{株あたり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

④本新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、1株あたり払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、1株あたり払込価額は適切に調整されるものとする。

⑤当社は、前記②③④に基づいて1株あたり払込価額の調整を行った場合、調整が行われた旨およびその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

新株予約権を行使することができる期間
平成20年7月1日から平成28年6月27日まで
新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または社員であることを要する。ただし、本新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または関係会社の社員が定年等の事由により退職した場合、およびその他の正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める関係会社とする。
- ②本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、下記③に規定する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ③その他細目については、第21回定時株主総会決議および取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ②本新株予約権者が本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社はその有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③前記①②の場合における手続は、当社が定めるところによる。

平成18年	7月14日発行
平成18年	9月13日登記

第8回新株予約権

新株予約権の数

1万2410個		
1万1515個	平成21年 8月31日変更	平成21年 9月14日登記
1万1465個	平成21年 9月30日変更	平成21年10月13日登記
1万1435個	平成21年10月31日変更	平成21年11月12日登記
1万1150個	平成21年12月31日変更	平成22年 1月 8日登記
9836個	平成23年 2月28日変更	平成23年 3月10日登記
3098個	平成23年 3月31日変更	平成23年 4月11日登記
3063個	平成23年 4月30日変更	平成23年 5月12日登記
3033個	平成23年 6月30日変更	平成23年 7月 6日登記
1388個	平成23年 7月27日変更	平成23年 8月 9日登記

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記
 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 124万1000株

(1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

(2) 本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 当社は、前記(1)(2)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

普通株式 115万1500株

(1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

(2) 本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 当社は、前記(1)(2)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

平成21年 8月31日変更 平成21年 9月14日登記

普通株式 114万6500株

(1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

(2) 本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株

予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、前記(1)(2)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

平成21年 9月30日変更 平成21年10月13日登記

普通株式 114万3500株

- (1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

- (2) 本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、前記(1)(2)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

平成21年10月31日変更 平成21年11月12日登記

普通株式 111万5000株

- (1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

- (2) 本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、前記(1)(2)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

平成21年12月31日変更 平成22年 1月 8日登記

普通株式 98万3600株

- (1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われ

る場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

- (2) 本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 当社は、前記(1)(2)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

平成23年 2月28日変更 平成23年 3月10日登記

普通株式 30万9800株

- (1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

- (2) 本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 当社は、前記(1)(2)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

平成23年 3月31日変更 平成23年 4月11日登記

普通株式 30万6300株

- (1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

- (2) 本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 当社は、前記(1)(2)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

平成23年 4月30日変更 平成23年 5月12日登記

普通株式 30万3300株

- (1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されてい

ない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

- (2) 本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 当社は、前記(1)(2)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

平成23年 6月30日変更 平成23年 7月 6日登記

普通株式 13万8800株

- (1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

- (2) 本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 当社は、前記(1)(2)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記

普通株式 5万1300株

- (1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

- (2) 本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 当社は、前記(1)(2)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

のとする。

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額（以下「行使価額」という。）に、本新株予約権の付与株式数を乗じた金額とし、当初5万600円とする。
- (2) 当社が、本新株予約権の割当日以後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額×

- (3) 当社が本新株予約権の割当日以後に、当社普通株式につき、時価を下回る価額による新株の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券（すなわち、当社普通株式と引換えに当社により取得される証券）もしくは転換できる証券（すなわち、当社に対し、当該証券の取得と引換えに当社普通株式を交付することを請求できる証券）の転換（取得）、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、「新株式発行前の1株あたり株価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日を除く）とする。平均値は1円未満を四捨五入する。

既発行株式数 + $\frac{\text{新規発行 1株あたり株式数} \times \text{払込価額}}{\text{新株式発行前の1株あたり株価}}$

調整後行使価額＝調整前行使価額 ×

- (4) 上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする（調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。）。
- (5) 当社は、本項に基づいて行使価額の調整を行う場合、調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年8月1日から平成29年7月18日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当を受けた時点から本新株予約権の行使時まで、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または社員であることを要する。ただし、本新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または関係会社の社員が定年等の事由により退職した場合、およびその他の正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める関係会社とする。
- (2) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、下記（3）に規定する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (3) その他細目については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合には、当社取締役会の決議がなされた場合）、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社はその有する本新株予約権を無償で取得する。
- (3) 前記（1）（2）の場合における手続は、当社が定めるところによる。

第9回新株予約権

新株予約権の数

1万2165個

1万580個

400個

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 121万6500株

(1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 当社は、前記(1)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

普通株式 105万8000株

(1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 当社は、前記(1)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記

普通株式 4万株

(1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が

当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (2) 当社は、前記(1)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額(以下「行使価額」という。)に、本新株予約権の付与株式数を乗じた金額とし、当初6万8700円とする。
- (2) 当社が、本新株予約権の割当日以後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×

- (3) 当社が本新株予約権の割当日以後に、当社普通株式につき、時価を下回る価額による新株の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券(すなわち、当社普通株式と引換えに当社により取得される証券)もしくは転換できる証券(すなわち、当社に対し、当該証券の取得と引換えに当社普通株式を交付することを請求できる証券)の転換(取得)、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、「新株式発行前の1株あたり株価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日を除く)とする。平均値は1円未満を四捨五入する。

既発行
株式数 + $\frac{\text{新規発行 1株あたり 株式数} \times \text{払込価額}}{\text{新株式発行前の1株あたり株価}}$

調整後 調整前
行使価額 = 行使価額 ×

- (4) 上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする(調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。)
- (5) 当社は、本項に基づいて行使価額の調整を行う場合、調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

新株予約権を行使することができる期間
平成22年8月1日から平成30年7月16日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当を受けた時点から本新株予約権の行使時まで、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または社員であることを要する。ただし、本新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または関係会社の社員が定年等の事由により退職した場合、およびその他の正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める関係会社とする。
- (2) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、下記(3)に規定する「新株予約権割当契約」に定め

- るところによる。
 (3) その他細目については、当社取締役会の決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合には、当社取締役会の決議がなされた場合）、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。
 (2) 本新株予約権者が本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社はその有する本新株予約権を無償で取得する。
 (3) 前記(1)(2)の場合における手続は、当社が定めるところによる。

平成20年	9月	1日発行
平成20年	9月	10日登記

第10回新株予約権

新株予約権の数

9850個
 8490個

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 98万5000株

- (1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (2) 当社は、前記(1)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後すみやかに通知または公告するものとする。

普通株式 84万9000株

- (1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (2) 当社は、前記(1)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後すみやかに通知または公告するものとする。

する。

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、本新株予約権の付与株式数を乗じた金額とし、当初6万3500円とする。
- (2) 当社が、本新株予約権の割当日以後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数+新規発行株式数}}$

- (3) 当社が本新株予約権の割当日以後に、当社普通株式につき、時価を下回る価額による新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づき自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券(すなわち、当社普通株式と引換えに当社により取得される証券)もしくは転換できる証券(すなわち、当社に対し、当該証券の取得と引換えに当社普通株式を交付することを請求できる証券)の転換(取得)、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、「新株式発行前の1株あたり株価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日を除く)とする。平均値は1円未満を四捨五入する。

既発行株式数+ $\frac{\text{新規発行1株あたり株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数+新規発行株式数}}$

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{\text{新株式発行前の1株あたり株価}}{\text{既発行株式数+新規発行株式数}}$

- (4) 上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする(調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。)
- (5) 当社は、本項(2)ないし(4)の規定に基づいて行使価額の調整を行う場合、調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後すみやかに通知または公告するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年10月1日から平成31年9月10日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当を受けた時点から本新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員であることを要する。ただし、本新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または関係会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、およびその他の正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない(関係会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社とする。)
- (2) 本新株予約権者が死亡した場合は、下記(3)に規定する「新株予約権割当契約」に定めるところに従い、相続人がこれを行ってできるものとする。
- (3) その他細目については、当社取締役会の決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、または本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合には、当社取締役会の決議がなされた場合)、当社は、当社取締役会が別途定める日に、

- 本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、
当社はその有する本新株予約権を無償で取得する。
- (3) 前記(1)(2)の場合における手続は、当社が定めるところによる。

平成21年 9月30日発行

平成21年10月13日登記

平成23年7月27日新株予約権全部放棄

平成23年 8月 9日登記

第11回新株予約権

新株予約権の数

2800個

500個

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 28万株

- (1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (2) 当社は、前記(1)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後すみやかに通知または公告するものとする。

普通株式 5万株

- (1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (2) 当社は、前記(1)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後すみやかに通知または公告するものとする。

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予

約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、本新株予約権の付与株式数を乗じた金額とし、当初6万2600円とする。

- (2) 当社が、本新株予約権の割当日以後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額×

- (3) 当社が本新株予約権の割当日以後に、当社普通株式につき、時価を下回る価額による新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券（すなわち、当社普通株式と引換えに当社により取得される証券）もしくは転換できる証券（すなわち、当社に対し、当該証券の取得と引換えに当社普通株式を交付することを請求できる証券）の転換（取得）、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、「新株式発行前の1株あたり株価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日を除く）とする。平均値は1円未満を四捨五入する。

既発行株式数 + $\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新株式発行前の1株あたり株価}}$

調整後行使価額＝調整前行使価額×

- (4) 上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする（調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。）。
- (5) 当社は、本項（2）ないし（4）の規定に基づいて行使価額の調整を行う場合、調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後すみやかに通知または公告するものとする。

新株予約権を行使することができる期間
平成23年11月1日から平成31年10月12日まで
新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当を受けた時点から本新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員であることを要する。ただし、本新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または関係会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、およびその他の正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない（関係会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社とする。）。
- (2) 本新株予約権者が死亡した場合は、下記（3）に規定する「新株予約権割当契約」に定めるところに従い、相続人がこれを行って行使できるものとする。
- (3) その他細目については、当社取締役会の決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、または本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合には、当社取締役会の決議がなされた場合）、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社はその有する本新株予約権を無償で取得する。
- (3) 前記（1）（2）の場合における手続は、当社が定めるところによる。

第12回新株予約権

新株予約権の数

250個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 2万5000株

(1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 当社は、前記(1)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後すみやかに通知または公告するものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、本新株予約権の付与株式数を乗じた金額とし、当初5万8600円とする。

(2) 当社が、本新株予約権の割当日以後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(3) 当社が本新株予約権の割当日以後に、当社普通株式につき、時価を下回る価額による新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券（すなわち、当社普通株式と引換えに当社により取得される証券）もしくは転換できる証券（すなわち、当社に対し、当該証券の取得と引換えに当社普通株式を交付することを請求できる証券）の転換（取得）、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、「新株式発行前の1株あたり株価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日を除く）とする。平均値は1円未満を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株あたり払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

調整後 調整前 新株式発行前の1株あたり株価
行使価額 = 行使価額 ×

(4) 上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする（調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。）。

(5) 当社は、本項(2)ないし(4)の規定に基づいて行使価額の調整を

行う場合、調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後すみやかに通知または公告するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年1月1日から平成31年12月3日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当を受けた時点から本新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員であることを要する。ただし、本新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または関係会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、およびその他の正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない（関係会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社とする。）。
- (2) 本新株予約権者が死亡した場合は、下記(3)に規定する「新株予約権割当契約」に定めるところに従い、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (3) その他細目については、当社取締役会の決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、または本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合には、当社取締役会の決議がなされた場合）、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社はその有する本新株予約権を無償で取得する。
- (3) 前記(1)(2)の場合における手続は、当社が定めるところによる。

平成21年12月28日発行
平成22年 1月 8日登記

平成23年7月27日新株予約権全部放棄

平成23年 8月 9日登記

第13回新株予約権

新株予約権の数

9480個

9210個

平成23年 7月27日変更

平成23年 8月 9日登記

500個

平成23年 7月27日変更

平成23年 8月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 94万8000株

- (1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (2) 当社は、前記(1)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行う

ことができない場合には、以後すみやかに通知または公告するものとする。

普通株式 92万1000株

(1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 当社は、前記(1)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後すみやかに通知または公告するものとする。

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記

普通株式 5万株

(1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 当社は、前記(1)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後すみやかに通知または公告するものとする。

平成23年 7月27日変更 平成23年 8月 9日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、本新株予約権の付与株式数を乗じた金額とし、当初4万5100円とする。

(2) 当社が、本新株予約権の割当日以後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額×

分割・併合の比率

(3) 当社が本新株予約権の割当日以後に、当社普通株式につき、時価を下回る価額による新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券（すなわち、当社普通株式と引換えに当社により取得される証券）もしくは転換できる証券（すなわち、当社に対し、当該証券の取得と引換えに当社普

通株式を交付することを請求できる証券)の転換(取得)、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、「新株式発行前の1株あたり株価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日を除く)とする。平均値は1円未満を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株あたり株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (4) 上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする(調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。)
- (5) 当社は、本項(2)ないし(4)の規定に基づいて行使価額の調整を行う場合、調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後すみやかに通知または公告するものとする。

新株予約権を行使することができる期間
平成24年6月1日から平成32年5月10日まで
新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当を受けた時点から本新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社の関係社の取締役、監査役、顧問または従業員であることを要する。ただし、本新株予約権者が当社または当社の関係社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または関係会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、およびその他の正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない(関係会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社とする。)
- (2) 本新株予約権者が死亡した場合は、下記(3)に規定する「新株予約権割当契約」に定めるところに従い、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (3) その他細目については、当社取締役会の決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、または本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合には、当社取締役会の決議がなされた場合)、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社はその有する本新株予約権を無償で取得する。
- (3) 前記(1)(2)の場合における手続は、当社が定めるところによる。

平成22年 6月 1日発行

平成22年 6月 11日登記

第14回新株予約権

新株予約権の数

240個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 2万4000株

- (1) 本新株予約権の割当日以後に、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、付与株式数の調整を必要とするときは、必要かつ合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてののみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (2) 当社は、前記(1)の調整を行う場合、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後すみやかに通知または公告するものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、本新株予約権の付与株式数を乗じた金額とし、当初4万2700円とする。

- (2) 当社が、本新株予約権の割当日以後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (3) 当社が本新株予約権の割当日以後に、当社普通株式につき、時価を下回る価額による新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券(すなわち、当社普通株式と引換えに当社により取得される証券)もしくは転換できる証券(すなわち、当社に対し、当該証券の取得と引換えに当社普通株式を交付することを請求できる証券)の転換(取得)、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、「新株式発行前の1株あたり株価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日を除く)とする。平均値は1円未満を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{既発行株式数あたり払込金額} + \text{新規発行株式数} \times \text{新規発行1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{新株式発行前の1株あたり株価}$$

- (4) 上記のほか、本新株予約権の割当日以後に、当社が合併、会社分割、資本減少、その他これらに準じる行為を行う場合で、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする(調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。)

- (5) 当社は、本項(2)ないし(4)の規定に基づいて行使価額の調整を行う場合、調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された本新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後すみやかに通知または公告するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月1日から平成32年6月16日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当を受けた時点から本新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員であることを要する。ただし、本新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または関係会社の従業員が定年等の事由により退職した場合、およびその他の正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない(関係会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社とする。)

	<p>(2) 本新株予約権者が死亡した場合は、下記(3)に規定する「新株予約権割当契約」に定めるところに従い、相続人がこれを行使できるものとする。</p> <p>(3) その他細目については、当社取締役会の決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、または本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合には、当社取締役会の決議がなされた場合）、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(2) 本新株予約権者が本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社はその有する本新株予約権を無償で取得する。</p> <p>(3) 前記(1)(2)の場合における手続は、当社が定めるところによる。</p>
	<p>平成22年 7月 2日発行</p> <p>平成22年 7月15日登記</p>
	<p>平成23年7月27日新株予約権全部放棄</p> <p>平成23年 8月 9日登記</p>
会社分割	<p>平成22年1月1日東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地株式会社MPDに分割</p> <p>平成22年 1月 7日登記</p> <p>平成23年10月1日東京都渋谷区広尾五丁目1番14号株式会社TSUTA YA TVに分割</p> <p>平成23年10月25日登記</p> <p>平成24年10月1日東京都渋谷区南平台町16番17号株式会社Tポイント・ジャパンに分割</p> <p>平成24年10月 9日登記</p>
吸収合併	<p>平成23年10月1日東京都千代田区丸の内一丁目11番1号株式会社MMホールディングスを合併</p> <p>平成23年10月11日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	<p>取締役会設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月10日登記</p>
監査役設置会社に関する事項	<p>監査役設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月10日登記</p>
監査役会設置会社に関する事項	<p>監査役会設置会社</p> <p>平成18年 6月 7日登記</p>
会計監査人設置会社に関する事項	<p>会計監査人設置会社</p> <p>平成18年 6月 7日登記</p>
登記記録に関する事項	<p>平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により</p> <p>平成12年 4月20日移記</p>

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。